

厚生労働省発雇児 0729 第 2 号
平成 2 5 年 7 月 2 9 日

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、平成 1 1 年 4 月 3 0 日厚生省発雇第 8 6 号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成 2 5 年 8 月分の措置費等の支弁、徴収及び負担から適用することとされたので通知する。

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号 平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号 <u>平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号</u></p> <p>略</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号 平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号</p> <p>略</p>

改正後

現 行

第 1 ～ 第 4 略

第 1 ～ 第 4 略

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄

(1) ～ (4) 略

(1) ～ (4) 略

(5) 助産施設基本分保護費	ア 点 数 分	略	略	略
----------------	------------------	---	---	---

(5) 助産施設基本分保護費	ア 点 数 分	助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。 算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p>
----------------	------------------	------------	---------------------	---

改正後

現 行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	
(5) 助産施設基本分保護費					
	イ 点数 以外 の 分	(7) 介分娩助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき200,180円を限度として支弁できる。	
		(イ) 胎盤処置料		略	略
		(ウ) 新生児介補料		略	略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費				<p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>
	イ 点数 以外 の 分	(7) 介分娩助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき193,090円を限度として支弁できる。
		(イ) 胎盤処置料		胎盤の処置を他に委託した場合にはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
		(ウ) 新生児介補料		新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。

改正後

現 行

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄		経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
		(I) 保 険 料		
(5) 助 産 施 設 基 本 分 保 護 費			略	略
(6) ~ (23) 略				

第5 ~ 第9 略

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄		経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
		(I) 保 険 料		
(5) 助 産 施 設 基 本 分 保 護 費			保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) ~ (23) 略				

第5 ~ 第9 略

改正後

現 行

表 児童入所施設徴収金基準額表

略

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設 通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部 自立援助ホーム	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500	2,200
C 2	所得割の額がある世帯	6,600	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000	4,500
D 2		15,001円から 40,000円まで	13,500	6,700
D 3		40,001円から 70,000円まで	18,700	9,300
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000	14,500
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600

改正後

現 行

略

D 6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、そ の額が54,200円を 超えるときは 54,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その 額が27,100円を超 えるときは27,100 円とする。)
D 7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、そ の額が68,700円を 超えるときは 68,700円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その 額が34,300円を超 えるときは34,300 円とする。)
D 8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、そ の額が85,000円を 超えるときは 85,000円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その 額が42,500円を超 えるときは42,500 円とする。)
D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、そ の額が102,900円を 超えるときは 102,900円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その 額が51,400円を超 えるときは51,400 円とする。)
D 10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、そ の額が122,500円を 超えるときは 122,500円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その 額が61,200円を超 えるときは61,200 円とする。)

改正後

現 行

D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	略	略
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	略	略
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	略	略
D14	6,674,001円以上	略	略

1 略

備考
2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。）
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。）
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。）
D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

備考
2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

改正後

現 行

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 略
- 4 略

備
考

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とす
- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）
 - (2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
 - (3) 「在宅障害児（者）」（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」
 - …次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

備
考

改正後

現 行

	5 略
備 考	6 略
	7 略

	<p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p>
備 考	<p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、390,000円以上であるとき。</p>

改正後

現 行

備 考	略
--------	---

備 考	<p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあっては、20%、C階層にあっては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあっては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--------	---

別表1 ~ 別表2 略

保護単価（入所児童等1人当たり）表 略

別表1 ~ 別表2 略

保護単価（入所児童等1人当たり）表 略